

社 会 福 祉 法 人
定 款 変 更 等 マ ニ ュ ア ル

令和8年1月

宮城県保健福祉部社会福祉課

《目 次》

第1章 定款変更

1. 概要	2
2. 定款変更認可申請	3
3. 定款変更届出	6
(参考資料1) 社会福祉法人の定款例について	10
(参考資料2) 社会福祉法人定款例（租税特別措置法第40条適用版）	25
(参考資料3) 社会福祉事業一覧	40
(参考資料4) 公益事業例	44

第2章 基本財産処分

1. 概要	46
2. 基本財産処分承認要件	47
3. 基本財産処分の確認事項	47

第3章 基本財産担保提供

1. 概要	50
2. 基本財産担保提供承認要件	51
3. 基本財産担保提供の確認事項	51
担当窓口一覧	55

＜主な法令及び通知と本文中の略称＞

法：社会福祉法（昭和26年法律第45号）

一般法人法：一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

施行規則：社会福祉法人施行規則（昭和26年厚生省令第28号）

審査基準：「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号 厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長・老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）別紙1「社会福祉法人審査基準」

定款例：上記通知別紙2「社会福祉法人定款例」

審査要領：「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号 厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局企画課長、児童家庭局企画課長連名通知）別紙「社会福祉法人審査要領」

第1章 定款変更

1. 概要

社会福祉法人が定款変更を行う場合は、理事会において「定款変更」と「定款変更に係る評議員会の開催」について決議し、その後の評議員会にて定款変更の決議を経た後、関係書類を添付して所轄庁へ申請し、許可を得ること（届出事項の場合は届出）が必要となります。

（1）定款変更までの流れ

①理事会を開催し、定款変更と定款変更についての評議員会開催（日時・場所・議題・議案等）の承認を得る。<法第45条の9第10項で準用する一般法人法第181条>

なお、理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあってはその割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う必要がある。<法第45条の14第4項>

※理事会を開催せずに決議の省略を行う場合は、理事全員より定款変更と評議員会開催の同意を得る必要がある。<法第45条の14第9項で準用する一般法人法第96条>

②評議員会を開催し、定款変更についての議案の承認を得る。

なお、定款の変更に係る決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上（★）に当たる多数をもって行う必要がある<法第45条の9第7項>。

（★）出席評議員の3分の2以上ではないことに注意。評議員の現員全てが決議について特別の利害関係を有しないのであれば、出欠関係なく現員の評議員の3分の2以上の賛成が必要となる。

※評議員会を開催せずに決議の省略を行う場合は、評議員全員より定款変更の同意を得る必要がある。<法第45条の9第10項で準用する一般法人法第194条>

③定款変更認可申請書（又は定款変更届出書）を、電子申請により提出する。

④宮城県で審査を行い<法第32条及び定款例第38条>、定款変更認可書を申請書類一式と共に送付する。

（2）提出書類

電子申請（<https://logoform.jp/form/GQGB/1298132>）により御提出願います。

書類の詳細は、「(別紙) 社会福祉法人定款変更認可申請・変更届出添付書類一覧」を参照願います。必ず必要となる書類は下記の通りです。

- ・社会福祉法人定款変更認可申請書（又は社会福祉法人定款変更届出書）
- ・理事会議事録・議案書・議案資料（議案書及び議案資料は、該当部分のみ提出可能）
- ・評議員会議事録・議案書・議案資料（議案書及び議案資料は、該当部分のみ提出可能）
- ・変更後の定款
- ・現行の定款

（3）登記事項の手続き

定款変更内容が法人の登記事項に係る場合、定款変更認可後、主たる事務所の所在地において2週間以内に変更登記を行う必要があります<組合等登記令第2条第2項及び第3条第1項>。

2. 定款変更認可申請

定款変更認可は、所轄庁の認可を受けることで初めて効力が生じます（法第45条の36第2項）。申請の前に、事前相談を受け付けております。

（1）事業の追加・削除

新たに事業を開始する場合は、当該事業開始日までに理事会及び評議員会を開催し、認可申請を行う必要があります。既存の事業を廃止する場合は、事業担当課に事業廃止届を提出した後に、認可申請を行います。

いずれの場合も、所轄庁の認可を受けた後に効力が生じます。

（2）基本財産の変更

①基本財産の増改築

既存の基本財産の建物の増改築に伴い床面積が変更になる場合は、変更認可申請の対象となります。

なお、床面積が変わらない内装工事等は、変更認可申請は不要です。

②基本財産の削除

既存の基本財産建物の取り壊しや、土地の所有権を移譲や放棄する場合は、変更認可申請の対象となります。但し、定款変更認可申請前に基本財産処分承認申請が必要となります。

※基本財産の変更の相違点

建物	新築	定款変更届出
	増改築	定款変更認可申請
	取り壊し	定款変更認可申請
土地	取得	定款変更届出
	地積変更	定款変更認可申請
	所有権放棄・譲渡	定款変更認可申請

（3）租税特別措置法第40条の適用による文言変更及び追加

租税特別措置法第40条の特例措置を受けようとする場合、国税庁で確認するべき文言があります。定款に必要事項を記載の上、申請書の提出をお願いします。詳しくは、参考資料2を御覧ください。

（4）その他

文言の変更、基本財産の地番変更、役員定数の変更等の場合は、評議員会での決議後、速やかに申請書の提出をお願いします。

(表 面)

社会福祉法人定款変更認可申請書			
申請者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名 称		
	理事長の氏名		
申請年月日			
定款変更の内容及び理由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

(裏面)

定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文	

記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。

また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

3. 定款変更届出

以下のいずれかの事項のみの変更の場合、変更認可申請ではなく変更届出となります。この場合、評議員会決議後、速やかに届出書を所轄庁宛て提出する必要がありますく法第45条の36第4項及び法規第4条>。

- (1) 事務所所在地の変更<施行規則第4条第1項第1号及び定款例第4条>
- (2) 基本財産の増加<施行規則第4条第1項第2号及び定款例第28条第2項>
- (3) 公告の方法の変更<施行規則第4条第1項第3号及び定款例第39条>

(1) 事務所所在地の変更

主たる事務所又は従たる事務所が移転等の理由により変更となる場合、変更登記終了後に定款変更届出を行う必要があります。

また、従たる事務所を新たに設置する場合も、同様の扱いとなります。

(2) 基本財産の増加

土地の新規取得や建物の新築により基本財産が増加する場合は、届出により定款変更を行うことになります。床面積が変わらない内装工事等は、定款変更届出は不要となります。

なお、基本財産の処分を伴う基本財産の変更の場合は、基本財産処分承認申請後、定款変更認可申請を行う必要があります。

(3) 公告の方法の変更

公告の方法に変更が生じる場合は、評議員会で定款変更の議案を決議後、速やかに届出を行います。

【定款の附則について】

定款変更認可申請を提出する際、定款は所轄庁の認可を受けた日から効力が発生することになります。このため、附則を記載する際は日付を空欄の状態にして御提出願います。

但し、定款変更届出の場合は、評議員会で定款変更の議案が決議された日から定款の効力が発生するため、附則には評議員会決議日を記載した状態で御提出願います。

(表 面)

社会福祉法人定款変更届出書			
届 出 者	主たる事務所 の 所 在 地		
	ふ り が な 名 称		
	理事長の氏名		
届出年月日			
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文	

(裏面)

定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文	

記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。

また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。

《社会福祉法人定款変更認可申請・変更届出添付書類一覧》

	提出書類(※1)	変更事項		事業の追加		事業の廃止	基本財産の変更(※2)			役員等定数変更 その他条文整理	備考
		設置経営	受託経営 管理経営	追加	増改築		削除				
1	申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	理事会議事録 議案書・議案資料(※3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議案書は評議員会の招集に係る部分(議案の概要が分かることを含む)のみで可
3	評議員会議事録 議案書・議案資料(※3)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議案書は定款変更に係る部分のみで可
4	変更後の定款	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	現行の定款	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	收支予算書	○	○	—	○	○	—	—	—	—	
7	事業の概要説明書	—	○	—	—	—	—	—	—	—	
8	受託契約書、指定書 又は協定書等	—	○	—	—	—	—	—	—	—	
9	関係条例	—	△	—	—	—	—	—	—	—	
施設建設及び不動産購入等関係書類	施設整備に係る予算書 又は決算書	○	—	—	○	○	—	—	—	施設整備等に係る収支の内訳が分かる資料	
	補助金等の決定(内定)通知書	△	—	—	△	△	—	—	—		
	助成金等の決定(内定)通知書	△	—	—	△	△	—	—	—		
	借入金決定書又は受理 証明書等	△	—	—	△	△	—	—	—		
	償還計画	△	—	—	△	△	—	—	—		
	償還金贈与契約書	△	—	—	△	△	—	—	—		
	所得証明書・残高証明書 身分証明書・登記簿謄本 印鑑登録証明書	△	—	—	△	△	—	—	—	償還の財源に寄付金を予定している場合	
	建設資金贈与契約書	△	—	—	△	△	—	—	—		
	身分証明書・登記簿謄本・印鑑登録証明書・残高証明書	△	—	—	△	△	—	—	—	建設費用の財源に寄付金を予定している場合	
	工事関係契約書 又は見積書	○	—	—	○	○	—	—	—		
	領収書	△	—	—	△	△	—	—	—		
	不動産売買契約書	○	—	—	○	○	—	—	—	不動産を購入した場合	
	不動産登記事項証明書 (基本財産が減少する場合は、減少したことがわかるもの)	○	—	—	○	○	○	—	—	最新のもの	
	建築確認書	○	—	—	○	○	—	—	—		
	図面	○	△	—	○	○	—	—	—		
11	施設長就任承諾書、履歴書及び施設長の資格を証する書類	△	△	—	—	—	—	—	—	施設の人員基準等で施設長の配置が必須の場合	
12	廃止事業に係る財産処分方法	—	—	△	—	—	△	—	—		
13	事業の廃止届・設置届又は認可書等	○	—	○	—	—	△	—	—	事業設置又は廃止の事実が客観的に分かるもの	
14	基本財産処分承認書	—	—	△	—	○	○	—	—		

上記の提出書類のほか、必要に応じて社会福祉法第59条の規定により届出されている書類についても内容を確認します。

(※1) 通常想定される場合の提出書類であり、変更の内容によっては追加書類の提出が必要な場合があります。

(※2) 事業目的の追加を伴う基本財産の新築又は増改築を行う場合で、事業目的の追加に係る定款変更認可を受けているときは、○又は△の資料は既に確認済みのため、基本財産の追加に係る定款変更認可申請時には添付不要です。

ただし、既に定款に記載されている事業について2か所目以降の施設等を基本財産に追加する場合は全ての書類が必要です。

(※3) 決議の省略の方法により行った場合は、議事録の他に提案書や同意書(理事会については監事からの異議がないことの確認書を含む)の提出が必要です。

《社会福祉法人の定款例について》

1. 定款例について

- 各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。
- 各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

2. 記載事項の種類

- 必要的記載事項（直線）→ 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第 31 条第 1 項各号に掲げる事項等）※ 内容については法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
- 相対的記載事項（点線）→ 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任意的記載事項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

3. 評議員会及び理事会における法定決議事項

	理事会	評議員会
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定（法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 181 条） ・理事長及び業務執行理事の選定及び解職（理事長：法第 45 条の 13 第 2 項第 3 号、業務執行理事：法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号） ・重要な財産の処分及び譲受け（法第 45 条の 13 第 4 項第 1 号） ・多額の借財（法第 45 条の 13 第 4 項第 2 号） ・重要な役割を担う職員の選任及び解任（法第 45 条の 13 第 4 項第 3 号） ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（法第 45 条の 13 第 4 項第 4 号） ・コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備（法第 45 条の 13 第 4 項第 5 号）※一定規模を超える法人のみ ・競業及び利益相反取引（法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 84 条第 1 号） ・計算書類及び事業報告等の承認（法第 45 条の 28 第 3 号） ・理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除（法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般法人法第 114 条第 1 号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事、監事、会計監査人の選任（法第 43 条） ・理事、監事、会計監査人の解任（法第 45 条の 4 第 1 項及び第 2 項）★ ・理事、監事の報酬等の決議（理事：法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 89 条、監事：法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般法人法第 105 条） ・理事等の責任の免除（全ての免除：法第 45 条の 20 第 4 項で準用する一般法人法第 112 条（※総評議員の同意が必要）、一部の免除：第 113 条第 1 項）★ ・役員報酬等基準の承認（法第 45 条の 35 第 2 項） ・計算書類の承認（法第 45 条の 30 第 2 項） ・定款の変更（法第 45 条の 36 第 1 項）★ ・解散の決議（法第 46 条第 1 項第 1 号）★ ・合併の承認（吸収合併消滅法人：法第 52 条、吸収合併存続法人：法第 54 条の 2 第 1 項、法人新設合併：法第 54 条の 8）★ ・社会福祉充実計画の承認（法第 55 条の 2 第 7 項） ・その他定款で定めた事項 <p>★：法第 45 条の 9 第 7 項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項</p>

社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 保育所の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 相談支援事業の経営

(ヘ) 移動支援事業の経営

(ト) 地域活動支援センターの経営

(チ) 福祉ホームの経営

（備考）

（1）具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体現するものとすること。

（2）児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとすること。

（3）上記記載は、あくまで一例であるので、（1）、（2）を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

（4）市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

（1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

（2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

（3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

（4）（1）から（3）までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（5）地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）

（6）共同募金事業への協力

- (7) 福祉サービス利用援助事業
 - (8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
 - (注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。
 - (9) その他本会の目的達成のため必要な事業
- (5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。
- (目的)
- 第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。
- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣传、連絡、調整及び助成
 - (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
 - (5) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
 - (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
 - (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
 - (9) 共同募金事業への協力
 - (10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施
 - (11) 日常生活自立支援事業
 - (12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
 - (注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。

(13) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

(備考)

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(備考)

確定数とすることも可能。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（法第31条第5項）。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第41条第1項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第41条第2項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の二項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、<例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができます。

(備考一)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない（法第45条の35、第59条の2第1項第2号）。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項）。

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。

(備考)

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない（法第45条の9第1項）ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4月～6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。（法第45条の9第2項）。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の＜例：3分の2以上＞に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならぬ。理事又は監事の候補者の合計数が第十五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

（備考）

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。（例：理事の解任等）

第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

（議事録）

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考二）

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

（役員<及び会計監査人>の定数）

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

（1）理事 ○○名以上○○名以内

（2）監事 ○○名以上

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

（備考）

（1）理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

（2）理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

（3）業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができます。」と定めることも可能。

（4）会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

（5）社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

<例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員＜及び会計監査人＞の選任)

第一六条 理事及び監事＜並びに会計監査人＞は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、＜例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。＞

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(備考)

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である（法第45条の16第3項）。

＜例＞

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(備考)

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員＜及び会計監査人＞の任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

＜3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定

時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、再任されたものとみなす。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

理事の任期は、定款によって短縮することもできる（法第45条）。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員<及び会計監査人>の解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

<2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、)会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。>

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(役員<及び会計監査人>の報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、<例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。

<2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

（運営協議会の設置）

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

（運営協議会の委員の選任）

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代表者

(3) その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聽かなければならない。

（意見の聴取）

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（その他）

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

（備考二）

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

（会員）

第〇条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

（備考三）

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

（運営適正化委員会の設置）

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

（運営適正化委員会の委員の定数）

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

（運営適正化委員会の委員の選任）

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

（運営適正化委員会の委員の定数の変更）

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聽かなければならない。

（業務の報告）

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

（その他）

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であつて、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であつても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- ④ 設備資金の借入に係る契約であつて予算の範囲内のもの

- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参照しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑧ 予算上の予備費の支出

- ⑨ 入所者・利用者の日常の待遇に関すること

- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(招集)

第二五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

(議事録)

第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第45条の14第6項）。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟 (平方
メートル)

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地 (平方
メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行ふ場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行ふ場合は、三種）とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行ふ場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行ふ場合は、当該事業用財産の

みを記載)は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業(公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行ふ場合は、当該事業のみを記載)の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

(基本財産の処分)

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(備考)

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始日の前日までに、理事長が作成し、<例1:理事会の承認、例2:理事会の決議を経て、評議員会の承認>を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所(及び従たる事務所)に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

（備考）会計監査人を置いている場合の例

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

（備考一）

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

（種別）

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) ○○の事業

(2) ○○の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) ○○業

(2) ○○業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法（昭和三九年法律第一二九号）第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和三九年政令第二二四号）第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員＜、会計監査人＞は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長

理 事

"/
"/
"/
"/
"/

監 事

"/
"/
"/
"/
"/
"/
"/

＜会計監査人＞

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(備考二)

平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

社会福祉法人定款例（租税特別措置法第40条適用版）

社会福祉法人定款例
社会福祉法人〇〇福祉会定款

※網掛け部分は、租税特別措置法第40条の適用を受ける上での確認事項です。

第一章 総則

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第一種社会福祉事業

- （イ）障害児入所施設の経営
- （ロ）特別養護老人ホームの経営
- （ハ）障害者支援施設の経営

（2）第二種社会福祉事業

- （イ）老人デイサービス事業の経営
- （ロ）老人介護支援センターの経営
- （ハ）保育所の経営
- （ニ）障害福祉サービス事業の経営
- （ホ）相談支援事業の経営
- （ヘ）移動支援事業の経営
- （ト）地域活動支援センターの経営
- （チ）福祉ホームの経営

（備考）

- (1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体現するものとすること。
- (2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとすること。
- (3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- (4) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）
- (6) 共同募金事業への協力

- (7) 福祉サービス利用援助事業
 - (8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
 - (注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。
 - (9) その他本会の目的達成のため必要な事業
- (5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。
- (目的)
- 第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。
- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣传、連絡、調整及び助成
 - (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
 - (5) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
 - (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
 - (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
 - (9) 共同募金事業への協力
 - (10) 〇〇県福祉人材センターの業務の実施
 - (11) 日常生活自立支援事業
 - (12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
 - (注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。

(13) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番に置く。

(備考)

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員〇〇名以上〇〇名以内を置く。

(備考一)

確定数とすることも可能。

(備考二)

法第40条第3項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人及び平成28年度中に設立された法人については、平成32年3月31日までは、評議員の人数は4名以上でよいものとする。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない（法第31条第5項）。

(評議員の資格)

第七条 社会福祉法第四十条第四項及び第五項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第二十五条の十七第六項第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

(評議員の任期)

第八条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第41条第1項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第41条第2項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の二項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第九条 評議員に対して、<例：各年度の総額が〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

(備考一)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない（法第45条の35、第59条の2第1項第2号）。

第三章 評議員会

(構成)

第一〇条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一一条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
- (12) 解散
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項）。

(開催)

第一二条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。

(備考)

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない（法第45条の9第1項）ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4月～6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。（法第45条の9第2項）。

(招集)

第一三条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の<例：3分の2以上>に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。（例：理事の解任等）

第二項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

(役員及び会計監査人の定数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名以上○○名以内

(2) 監事 ○○名以内

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

< 4 この法人に会計監査人を置く。>

(備考)

- (1) 理事は 6 名以上、監事は 2 名以上とすること。
 - (2) 理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。
 - (3) 業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めるこ
とも可能。
 - (4) 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。
 - (5) 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するよう
な場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要
があること。
- <例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例
- 2 理事のうち 1 名を、会長、○名を常務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号の業務執行
理事とする。

(役員<及び会計監査人>の選任)

第一七条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(役員の資格)

**第一八条 社会福祉法第四十四条第六項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理
事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）
の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。**

**2 社会福祉法第四十四条第七項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理
事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係があ
る者を含む。）並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族
その他特殊の関係がある者であつてはならない。**

(備考)

監事の人数が 6 人以上である場合には、「また各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であつてはなら
ない。」の記載については、「監事のうちには、監事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が
監事総数（現在数）の三分の一を超えて含まれることにはなつてはならない。」でも可。

(理事の職務及び権限)

**第一九条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行す
る。**

**2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行
し、業務執行理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分
担執行する。>**

**3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告
しなければならない。**

(備考)

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に
4 月を超える間隔で 2 回以上とすることも可能である（法第 45 条の 16 第 3 項）。

<例>

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第二〇条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(備考)

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員＜及び会計監査人＞の任期)

第二一条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

＜3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかつたときは、再任されたものとみなす。＞

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(備考二)

理事の任期は、定款によって短縮することもできる（法第45条）。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

(役員＜及び会計監査人＞の解任)

第二二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

＜2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、)会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。>

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(役員＜及び会計監査人＞の報酬等)

第二三条 理事及び監事に対して、<例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を>報酬等として支給することができる。

<2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。>

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考二)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

第二四条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代表者

(3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聽かなければならない。

(意見の聴取)

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(備考二)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

(構成)

第二十五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二十六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1) 「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であつて、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であつても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

④ 設備資金の借入に係る契約であつて予算の範囲内のもの

⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参照しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

⑧ 予算上の予備費の支出

⑨ 入所者・利用者の日常の待遇に関すること

⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(招集)

第二七条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二八条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(備考)

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

(議事録)

第二九条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第45条の14第6項）。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第三〇条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 一棟 (平方
メートル)

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地 (平方 メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

(資産の区分)

第三八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

(基本財産の処分)

第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第三二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(備考)

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第三三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定期評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(備考) 会計監査人を置いている場合の例

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般的閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般的閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三十五条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三十六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三十七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認がなければならない。

（備考）株式の寄附を受けた場合には、以下の条項を定めること

（保有する株式に係る議決権の行使）

第〇〇条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の三分の二以上の承認を要する。

（備考）

次のとおり定めることも可能。

第〇〇条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

（備考一）

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

（種別）

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

（1）〇〇の事業

（2）〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

（注1）具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) ○○業

(2) ○○業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和三三年政令第一八五号）第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法（昭和三九年法律第一二九号）第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和三九年政令第二二四号）第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第三八条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三九条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第四〇条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四十五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を除く。を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四一条 この法人の公告は、社会福祉法人○○福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、

新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員＜、会計監査人＞は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長

理 事

〃

〃

〃

〃

監 事

〃

評議員

〃

〃

〃

〃

〃

＜会計監査人＞

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(備考二)

平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

« 社会福祉事業一覧 »

○注意

社会福祉事業については、基本的に、社会福祉法第2条第2項及び第3項の表現にならい、定款に記載することとなるが、内容の異なる事業を「及び」などで結合せず、それぞれ独立した号とすること。

(1) 第一種社会福祉事業

根拠法	記載方法
児童福祉法	乳児院の経営 母子生活支援施設の経営 児童養護施設の経営 障害児入所施設の経営 情緒障害児短期治療施設の経営 児童自立支援施設の経営
老人福祉法	養護老人ホームの経営 特別養護老人ホームの経営 軽費老人ホームの経営
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害者支援施設の経営
生活保護法	救護施設の経営 更生施設の経営 医療保護施設の経営 授産施設の経営 宿所提供的施設の経営 生計困難者に対して助葬を行う事業の経営
売春防止法	婦人保護施設の経営
社会福祉法	授産施設の経営 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融資する事業の経営

(2) 第二種社会福祉事業

根拠法	記載方法
児童福祉法	障害児通所支援事業の経営 障害児相談支援事業の経営 児童自立生活援助事業の経営 放課後児童健全育成事業の経営 子育て短期支援事業の経営 乳児家庭全戸訪問事業の経営 養育支援訪問事業の経営 地域子育て支援拠点事業の経営 一時預かり事業の経営 小規模住居型児童養育事業の経営 小規模保育事業の経営 病児保育事業の経営 助産施設の経営 保育所の経営 児童厚生施設の経営 児童家庭支援センターの経営 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業の経営
身体障害者福祉法	身体障害者生活訓練等事業の経営 手話通訳事業の経営 介助犬訓練事業の経営 聴導犬訓練事業の経営 身体障害者福祉センターの経営 補装具製作施設の経営 盲導犬訓練施設の経営 視覚障害者情報提供施設の経営 身体障害者の更生相談に応ずる事業

根 拠 法	記 載 方 法
老人福祉法	<p>老人居宅介護等事業の経営</p> <p>老人デイサービス事業の経営</p> <p><u>(老人デイサービス事業と老人デイサービスセンター)</u></p> <p>(1) 専用施設において行われるもの → 老人デイサービスセンター</p> <p>(2) 特別養護老人ホーム等他の目的を有する施設において行われるもの → 老人デイサービス事業</p> <p>(3) 特別養護老人ホーム等に併設されるもの</p> <p>① 日常動作訓練及び養護並びに通所事業を実施するための専用設備を有するもの → 老人デイサービスセンター</p> <p>② ①の要件を満たさないもの → 老人デイサービス事業</p>
	<p>※デイサービス事業は老人福祉法の事業開始届で足りるが、デイサービスセンターは加えて設置届が必要。</p>
	<p>老人短期入所事業の経営</p> <p><u>(老人短期入所事業と老人短期入所施設)</u></p> <p>(1) 専用施設において行われるもの → 老人短期入所施設</p> <p>(2) 特別養護老人ホーム等他の目的を有する施設において行われるもの → 老人短期入所事業</p> <p>(3) 特別養護老人ホーム等に併設されるもの</p> <p>① ア) 短期入所のための専用居室、浴室及び食堂を専用の設備として有し、かつイ) 独立した施設として機能を果たしうる職員配置を有するもの → 老人短期入所施設</p> <p>② ①の要件を満たさないもの → 老人短期入所事業</p>
	<p>※老人短期入所事業は老人福祉法の事業開始届で足りるが、老人短期入所施設は加えて設置届が必要。</p>
	<p>小規模多機能型居宅介護事業の経営</p> <p>認知症対応型老人共同生活援助事業の経営</p>

根拠法	記載方法
老人福祉法 (つづき)	複合型サービス福祉事業の経営 老人デイサービスセンターの経営 老人短期入所施設の経営 老人福祉センターの経営 老人介護支援センターの経営
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	障害福祉サービス事業の経営 一般相談支援事業の経営 特定相談支援事業の経営 移動支援事業の経営 地域活動支援センターの経営 福祉ホームの経営
知的障害者福祉法	知的障害者の更生相談に応ずる事業
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子家庭等日常生活支援事業の経営 寡婦日常生活支援事業の経営 母子・父子福祉施設センターの経営
社会福祉法	生計困難者に対して生活必需品等を与える事業 生計困難者の生活に関する相談に応ずる事業 生計困難者のために無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付ける事業 生計困難者のために無料又は低額な料金で、宿泊所等を利用させる事業 生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業 生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業 隣保事業 福祉サービス利用援助事業 社会福祉事業に関する連絡を行う事業 社会福祉事業に関する助成を行う事業
生活困窮者自立支援法	認定生活困窮者就労訓練事業
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (認定こども園法)	幼保連携型認定こども園の経営

《 公 益 事 業 例 》

内 容	記 載 方 法
更生保護事業	更生保護事業
実施期間が 6 月を超えない社会福祉事業 (社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業については 3 月)	記載方法は「社会福祉事業一覧」(本書 P23~26 参照) と同じ。
「社会福祉事業一覧」(本書 P23~26 参照) の第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業中「生活困難者に対し無料又は低額な料金で診療を行う事業」までの事業 であって常時保護を受ける者が入所 5 人、 その他 20 人(授産施設 10 人)に満たないもの	記載方法は「社会福祉事業一覧」(本書 P23~26 参照) と同じ。
社会福祉事業の助成を行うものであって、助成の金額が毎年度 5 百万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が 50 に満たないもの	記載方法は「社会福祉事業一覧」(本書 P23~26 参照) と同じ。
介護保険法に基づく 事業	居宅介護支援事業 訪問入浴介護事業 福祉用具貸与事業 地域密着型サービス事業 介護予防サービス事業 介護予防支援事業 地域支援事業を市町村から受託して実施する事業
	訪問看護事業 訪問リハビリテーション事業 居宅療養管理指導事業 通所リハビリテーション事業 短期入所療養介護事業
介護老人保健施設を経営する事業	介護老人保健施設の経営
老人保健法に規定する指定老人訪問看護 事業	指定老人訪問看護事業
人材養成施設を経営する事業	社会福祉士養成施設の経営 介護福祉士養成施設の経営 精神保健福祉士養成施設の経営 保育士養成施設の経営

社会福祉主事養成機関の経営	
内 容	記 載 方 法
有料老人ホーム、老人憩の家等を経営する事業	
老人大学校等を経営する事業	【施設種別名】の経営 (例) 有料老人ホームの経営
身体障害者向け住宅、身体障害者保養所、身体障害者体育館等を経営する事業	
おもちゃ図書館、心身障害児保養所等を経営する事業	
精神障害者向け生活施設、共同住宅等を経営する事業	
手話通訳者養成・派遣を行う事業	
社会福祉事業従事者に対し研修を行う事業	○○事業
企業委託型保育サービス	企業委託型保育サービス事業
専用の設備を使用して、福祉サービスを必要とする地域住民に対して無償又は実費に近い対価で給食、入浴等のサービスを行う事業	(訪問) 納食サービス事業 (訪問) 入浴サービス事業 ○○サービス事業
福祉有償運送を行う事業	福祉有償運送事業
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく事業	障害者就業・生活支援センター事業 (雇用安定等事業)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業	コミュニケーション事業 日常生活用具給付等事業 盲人ホーム事業 訪問入浴サービス事業 身体障害者自立支援事業 重度障害者在宅就労促進特別事業 更生訓練給付事業 施設入所者就職支度金給付事業 生活支援事業 日中一時支援事業 生活サポート事業 社会参加促進事業

第2章 基本財産処分

1. 概要

社会福祉法人が基本財産処分を行う場合は、計画が固まった段階で、事前に所轄庁に対して承認申請を行い、承認を得ることが必要となります。<審査基準第2-2(1)ア及び審査要領第5(2)>

(1) 基本財産処分までの流れ

- ①理事会を開催し、「基本財産処分」と「基本財産処分についての評議員会開催（日時・場所・議題・議案等）」の承認を得る。

なお、理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあってはその割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う必要がある。<法第45条の14第4項>

※理事会を開催せずに決議の省略を行う場合は、理事全員より基本財産処分と評議員会開催の同意を得る必要がある。<法第45条の14第9項で準用する一般法人法第96条>

- ②評議員会を開催し、「基本財産処分」についての議案の承認を得る。

なお、評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う必要がある<法第45条の9第6項>。

※評議員会を開催せずに決議の省略を行う場合は、評議員全員より基本財産処分の同意を得る必要がある。<法第45条の9第10項で準用する一般法人法第194条>

- ③基本財産処分承認申請書を、電子申請により提出する。

- ④宮城県で審査を行い<定款例第29条>、基本財産処分承認書を送付する。

- ⑤承認書受理後、基本財産の処分を行う。

- ⑥基本財産の処分後、定款変更認可申請を行う。（定款変更内容：基本財産の削除）

(2) 提出書類

電子申請（<https://logoform.jp/form/GQGB/1304867>）により御提出願います。

書類の詳細は、「(別紙) 基本財産処分承認申請添付書類一覧」を参照願います。必ず必要となる書類は下記の通りです。

- ・基本財産処分承認申請書
- ・理事会議事録・議案書・議案資料（議案書及び議案資料は、該当部分のみ提出可能）
- ・評議員会議事録・議案書・議案資料（議案書及び議案資料は、該当部分のみ提出可能）

2. 基本財産処分承認要件

基本財産処分の申請を受ける要件には、以下が挙げられます。申請の前に、事前相談を受け付けております。

なお、老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助を受けて改築を行う場合は、所轄庁の承認は不要です。<審査要領 第2(5)>

(1) 基本財産の売却・交換・譲渡及び貸与

使用権が法人から変更される場合、所有権変更登記を行う前に処分申請が必要となります。

(2) 基本財産の取壊し

基本財産となる建物等を取り壊す場合も、解体工事等を行う前に処分承認申請が必要となります。

(3) 基本財産の運用転換

基本財産を公益事業用財産や収益事業用財産、その他財産に切換える場合も該当します。

(4) 現預金等の取崩し

基本財産として現金預金を設定し、その額を取り崩す場合も処分承認申請が必要となります。

3. 基本財産処分の確認事項

(1) 処分の目的の妥当性及び処分の必要性

当該基本財産の処分が、法人の事業運営に資するものであることを確認します。

(2) 処分方法の妥当性

当該基本財産を処分することにより、運営等に支障が生じないことを確認します。

(3) 処分に係る意思決定の適法性

定款等所定の手続きを経ていることを確認します。

基本財産処分承認申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名 称	
	理事長の氏名	
申請年月日		
基本財産処分の内容		
基本財産を処分する理由		
処分物件		

- 1 基本財産処分の内容欄には、処分の種類(売却、賃貸等)、処分の相手方（買主、借主等）、処分の対価（売買価格、賃貸料等）等を記載すること。
- 2 処分物件の欄には、処分する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びに申請時における具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びに申請時における具体的な用途を記載すること。

<基本財産の処分承認申請書類一覧>

○…原則として提出が必要なもの △…該当する書類がある場合に提出が必要なもの

提出書類(※1)	区分			備 考
	不動産の売却等	建物の取り壊し	現預金等の取り崩し	
1 申 請 書	○	○	○	
2 理事会議事録及び 議案書・議案資料 (※2)	○	○	○	議案書・議案資料は基本財産の処分に 係る部分及び評議員会の招集に係る部 分のみで可
3 評議員会議事録及び 議案書・議案資料 (※2)	○	○	○	議案書・議案資料は基本財産の処分に 係る部分のみで可
4 不動産登記事項証明書	○	○	-	
5 残 高 証 明 書	-	-	○	
6 不動産の価格評価書	○	-	-	市町村、銀行発行の評価書又は不動産 鑑定書等
7 売買価格等を証する書類	○	-	-	売買仮契約書又は買取確約書等
8 売却金等の使途計画	○	-	○	
9 図 面	○	○	-	平面図・配置図 (処分物件を色分けしてください)
10 施設建設(改築)計画書	△	△	△	

上記の提出書類のほか、必要に応じて社会福祉法第59条の規定により届出されている書類についても内容を確認します。

(※1) 通常想定される場合の提出書類であり、変更の内容によっては追加書類の提出が必要な場合があります。

(※2) 決議の省略の方法により行った場合は、議事録の他に提案書や同意書(理事会については監事からの異議がないことの確認書を含む)の提出が必要です。

《注意》

補助金の交付を受けて整備されている財産を処分する場合には、本申請の他に別途手続きが必要となる場合があります。詳細については補助金の交付元に確認し、適切に手続きを行ってください。

第3章 基本財産担保提供

1. 概要

社会福祉法人が基本財産を担保に提供する必要がある場合は、計画が固まった段階で、事前に所轄庁に対して承認申請を行い、承認を得ることが必要となります。<審査基準第2-2(1)ア及び審査要領第5(2)>

(1) 基本財産担保提供までの流れ

- ①理事会を開催し、「基本財産担保提供」と「基本財産担保提供についての評議員会開催（日時・場所・議題・議案等）」の承認を得る。

なお、理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあってはその割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う必要がある。<法第45条の14第4項>

※理事会を開催せずに決議の省略を行う場合は、理事全員より基本財産担保提供と評議員会開催の同意を得る必要がある。<法第45条の14第9項で準用する一般法人法第96条>

- ②評議員会を開催し、「基本財産担保提供」についての議案の承認を得る。

なお、評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行う必要がある<法第45条の9第6項>。

※評議員会を開催せずに決議の省略を行う場合は、評議員全員より基本財産担保提供の同意を得る必要がある。<法第45条の9第10項で準用する一般法人法第194条>

- ③基本財産担保提供承認申請書を、電子申請により提出する。

- ④宮城県で審査を行い<定款例第29条>、基本財産担保提供承認書を送付する。

- ⑤承認書受理後、抵当権設定の登記を行う。

(2) 提出書類

電子申請 (<https://logoform.jp/form/GQGB/1305077>) により御提出願います。

書類の詳細は、「(別紙) 基本財産担保提供承認申請添付書類一覧」を参照願います。必ず必要となる書類は下記の通りです。

- ・基本財産担保提供承認申請書
- ・理事会議事録・議案書・議案資料（議案書及び議案資料は、該当部分のみ提出可能）
- ・評議員会議事録・議案書・議案資料（議案書及び議案資料は、該当部分のみ提出可能）

2. 基本財産担保提供承認申請要件

基本財産担保提供の申請を受ける要件には、施設建設・不動産購入資金の借入や、運転資金の借入、担保物権の変更が挙げられます。これらは申請の前に、事前相談を受け付けております。

なお、以下に該当する場合は、担保提供の申請は不要です。いずれの場合も、定款に明記されていることが条件となります。<定款例第29条>

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合

3. 基本財産担保提供の確認事項

(1) 担保提供の目的の妥当性

借入金の目的は社会福祉事業に充てられるべきものであることを確認します。法人の役員や役員の経営する会社等の債務の担保に供するなど、当該法人の事業とは無関係の目的で行う担保提供であってはなりません。

(2) 担保提供の必要性

基本財産の担保提供を行う以外に適當な資金調達の手段が無いことを確認します。国又は地方公共団体からの十分な額の助成が見込めないこと、基本財産以外に処分しうる財産が存在しないこと等の理由が挙げられます。

(3) 担保提供方法の妥当性

当該担保提供に係る借入金について、適正な償還計画があり、かつ、法人に対する寄附金や事業収入の状況から判断して、償還期間中に当該法人の事業運営に支障が生じないと認められることを確認します。また、担保提供の承認の対象となる借入先が、地方公共団体、社会福祉協議会のほか、確実な民間金融機関を含むものであることも合わせて確認します。

(4) 担保提供に係る意思決定の適法性

定款所定の手続を経ていることを確認します。

【根抵当権の設定について】

根抵当権の設定を承認することは認められていません。これは、不特定の債権を極度額の限度まで担保する抵当権であり、担保する元本が特定のものとして確定しないため、法人の基本財産が継続して不安定な状況に置かれるおそれがあるためです。

※根抵当権とは：抵当権の一種。通常の抵当権と異なり借入の極度額（上限額）を設定するため、設定額の範囲内であれば何度も借り入れと返済を繰り返すことが可能。

基本財産担保提供承認申請書		
申請者	主たる事務所の所在地	
	ふりがな 名 称	
	理事長の氏名	
申請年月日		
資金借入れの理由		
借入金で行う事業の概要		
資金計画		
担保提供に係る借入金	借入先	
	借入金額	
	借入期間	
	借入利息	
	償還方法	
	償還計画	
担保物件		

- 1 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
- 2 償還計画の欄には、償還についての年次計画を記載するとともに、その償還財源を明記すること。
- 3 担保物件の欄には、担保に供する基本財産を具体的に記載すること。例えば、建物については、各棟ごとに所在地、種類、構造及び床面積並びにその具体的な用途を、土地については、各筆ごとに所在地、地目及び地積並びにその具体的な用途を記載すること。
なお、既に担保に供している物件をさらに担保に供するときは、その旨を附記すること。

(別紙)

<基本財産の担保提供承認申請書類一覧>

○…原則として提出が必要なもの △…該当する書類がある場合に提出が必要なもの

	区分 提出書類(※1)					備 考
		不動産購入 又は 施設建設等 資金の借入	運転資金の 借入	担保物件の 変更	担保物件の 変更 (軽微な 変更)	
1	申 請 書	○	○	○	○	
2	理事会議事録及び 議案書・議案資料(※2)	○	○	○	○	議案書・議案資料は基本財産の担保提供に係る部分及び評議員会の招集に係る部分のみで可
3	評議員会議事録及び 議案書・議案資料(※2)	○	○	○	○	議案書・議案資料は基本財産の担保提供に係る部分のみで可
4	不動産登記事項証明書	○	○	○	○	
5	資 金 計 画 書	○	○	○	○	・不動産購入又は施設建設等資金の借入の場合は、当該整備に係る収支の内訳が分かる資料 ・収支項目及び金額が、各種契約書、補助金決定通知書等と一致していること
6	資 金 計 画 関 係 書 類 借入金決定通知書等	○	○	○	-	受理証明書等
	補助金等の決定(内定)通知書	△	-	△	-	
	助成金等の決定(内定)通知書	△	-	△	-	
	自己資金の贈与契約書	△	-	△	-	自己資金の寄附を予定している場合
	身 分 証 明 書	△	-	△	-	
	印 鑑 証 明 書	△	-	△	-	
	残 高 証 明 書	△	-	△	-	
7	償 還 計 画 書	○	○	○	○	
8	償 還 財 源 関 係 書 類 償還金財源贈与契約書	△	△	△	-	償還の財源に寄付金を予定している場合
	身 分 証 明 書	△	△	△	-	
	印 鑑 証 明 書	△	△	△	-	
	残 高 証 明 書	△	△	△	-	
9	工事関係見積書、契約書	○	-	○	-	
	領収書	△	-	△	-	
10	売買関係見積書、契約書	○	-	○	-	
	領収書	△	-	△	-	
11	図 面	○	○	○	○	平面図・配置図 (担保物件を色分けしてください)

上記の書類のほか、必要に応じて社会福祉法第59条の規定により届出されている書類についても内容を確認します。

(※1) 通常想定される場合の提出書類であり、変更の内容によっては追加書類の提出が必要な場合があります。

(※2) 決議の省略の方法により行った場合は、議事録の他に提案書や同意書(理事会については監事からの異議がないことの確認書を含む)の提出が必要です

《注意》

補助金の交付を受けて整備されている財産を担保に供する場合には、本申請の他に別途手続きが必要となる場合があります。詳細については補助金の交付元に確認し、適切に手続きを行ってください。

《担当窓口一覧》

1 定款変更等手続き全般（事前相談含む）

担当部署名	郵便番号	住所	電話番号（直通）
宮城県 保健福祉部 社会福祉課 団体指導班	980-8570	仙台市青葉区本町三丁目 8-1	022-211-2516

2 申請書（届出書）の提出先

申請書等は電子申請により提出してください。

○定款変更（申請及び届出）

<https://logoform.jp/form/GQGB/1298132>

○基本財産処分承認申請

<https://logoform.jp/form/GQGB/1304867>

○基本財産担保提供承認申請

<https://logoform.jp/form/GQGB/1305077>

※電子申請による提出が難しい場合は、社会福祉課団体指導班に御連絡願います。

※市所管の社会福祉法人については、各市担当課へ確認してください。